

**流山市要介護認定等に関する
作業業務委託公募型プロポーザル
選定基準**

令和3年9月

**流山市健康福祉部
介護支援課**

1. 目的

この基準は、要介護認定等に関する作業業務委託に係る公募型プロポーザルにおける提出事業者のうちから、流山市にとって最も有利な者を選定するため、必要な事項を定めるものとします。

2. 選定方法

- (1) 提出された提案書及びプレゼンテーションをもとに、4の選定基準に沿って、要介護認定等に関する作業業務委託に係る公募型プロポーザル方式による事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）で審査を行います。
- (2) 申請者が1者の場合でも選定委員会を行います。選定委員会での評価点合計が最低基準点以上であり、かつ、見積金額が限度額以下の提案であれば受託者と決定します。
- (3) 最高得点者が複数となった場合には、提案内容評価の評価点合計がより高い者を最優秀提案者として決定します。提案内容評価の評価点合計も同点である場合には、委員長が最優秀提案者を選定することとします。

3. 最低基準点

総評価点（120点）「提案内容評価（90点）＋提案額評価（20点）＋財務内容評価（10点）」の6割を最低基準点とします。

4. 選定基準

次ページの基準により、評価を実施します。

なお、②の財務内容評価については、過去2年分の財務諸表により、③の提案額評価については、見積額を元に評価を実施します。

① 提案内容評価

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点
業務受託能力 について	受託業務に対する 資格・姿勢等 について	(1) 提案者の 経営理念等	・事業者の基本理念、経営理念、法令遵守、運営の透明性等は受託予定事業者として相応しいものか	10
		(2) 業務に対する理解度及び意欲等	・介護保険制度、要介護認定制度について正しい理解を持ち、公平・公正な要介護認定業務を実施するために、熱意と意欲及び責任感をもって受託業務を遂行できると評価できるか	10
		(3) 類似業務の実績	・他の自治体等における同様な受託業務の実績は十分であるか	10
	受託業務に対する実施能力等について	(1) 人員の適正な配置	・受託業務開始後において、当該業務に従事する職員を常に適切に配置できるか ・欠員が生じた場合において、業務に支障をきたさない体制が確立されているか。 ・受託業務の管理・監督を行う責任者の能力は十分であるか	10
		(2) 従業員の 人材育成	・受託業務に従事する職員の人材育成(特に業務遂行能力の向上)について十分に取組んでいるか ・業務経験がない又は業務経験が浅い従業員に対して、適切な研修体制がとられているか	10

業務受託能力 について	受託業務に対する 実施能力等について	(3) 業務に関する見通し及び 対応能力	・受託業務量の変動に応じ、 かつ、あらかじめ決められた 時間内、期限までに業務を完了 できるように、的確な見通し と柔軟性を持って、対応できる 能力があるか	10
		(4) 個人情報の 保護	・個人情報保護のための適切な 措置がとられているか ・特に特定個人情報の取扱いに あたり従業員教育を適切に行っ ているか ・個人情報保護法や番号法など 関係法令について職員教育が 適切に実施されているか	10
		(5) 問題解決 能力	・受託業務開始後において、 当該業務に従事する従業員に 係る業務遂行上の疑義や問題 等が発生した場合に、受託事 業者として迅速かつ適切に対 応することができるか	10
その他	その他	(1) 創意工夫 及びプレゼン テーション	・効率的に業務を行うにあたり 具体的な方策等が提案されて いるか ・自社の強みやアピールとなる 独自の提案がされているか ・明瞭かつ簡潔にプレゼンテ ーションが実施されているか	10
計				90

② 財務内容評価

提案者の経営状況の評価	事業者の経営状況が良好であるかについて、財務面での安全性等を財務諸表から評価する	10
-------------	--	----

③ 提案額評価

業務実施費用の評価	見積金額を元に一定の基準にて評価を行う。	20
-----------	----------------------	----

④ 評価合計

①+②+③	120
-------	-----